

多治見市生活応援員育成講座の受講者募集のお知らせ

【生活応援員制度が必要とされる背景】

介護予防のための新しい事業『介護予防・日常生活支援総合事業』が平成29年4月から始まり、これまで介護保険の要支援1・2の認定がある方が利用していた、介護予防訪問サービス（ホームヘルパー）と介護予防通所サービス（デイサービス）は、全国一律の基準でサービス提供がされていましたが、総合事業は市町村の実情に応じて、独自の基準で実施することが可能になりました。いつまでも住み慣れた地域で元気に暮らしていくために必要となる支援は、高齢者一人一人異なり、多種多様です。高齢者にとって住みやすい街にしていくために、介護に関わる人材を増やしたい。そして支え合いの輪を広げていきたいという考えから生活応援員の制度を創設しました。

【生活応援員とは】

生活応援員育成講座は、特に介護予防・日常生活支援総合事業の中でも高齢者宅を訪問し、個人（利用者）の生活やプライバシーに深く関わるサービスである『訪問型サービス』等にスポットを当て、その担い手となるために必要な知識や技能を学ぶ場として設定しています。

修了した後は、介護保険の訪問介護事業所や所属し、身体介護を伴わない生活支援のサービスの担い手となることや、地域のボランティア組織が進める生活支援のサービスの担い手として活躍してほしいと考えます。

【育成講座】

育成講座は年3回開催します。

科目及び時間数は次のとおり、時間はそれぞれ90分、2科目を半日間で実施します。

科目	時間数
介護保険制度と生活支援活動の概要について	90分
緊急時の通報、救急対応、個人情報について	90分
高齢者の特性、心理、接遇について	90分
認知症について	90分
訪問マナーについて	90分
生活援助の意義と種類・演習	90分

以上、6科目のほか、ガイダンスと修了式の全3日課程（1日は半日課程）で修了です。

【生活応援員育成講座の受講ができる方】

育成講座を受講することができる方は、満15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した方であって、本市に在住し、通学し、又は通勤している方です。

【生活応援員育成講座の申し込み】

育成講座を受講しようとする者は、生活応援員育成講座受講申込書により市長に申込み必要があります。申込書は、高齢福祉課ホームページからダウンロードしてください。

- ・申込書の提出場所 多治見市役所 高齢福祉課 ㊸番窓口（駅北庁舎）

【受講料について】

育成講座の受講料は無料です。

【生活応援員の認定】

市長は、育成講座の全ての科目を受講した方は、生活応援員として認定し、生活応援員認定証を交付します。

【生活応援員に関するお問い合わせ先】

多治見市役所 高齢福祉課

高齢者支援グループ 0572-22-1111（内線2234）

0572-23-5821（直通）

0572-25-6434（F A X）